

函館市再生可能エネルギー発電施設の
設置および管理に関するガイドライン
(素案)

令和 年（202 年） 月

函 館 市

目 次

第1条	目的	1
第2条	用語の定義	1
第3条	対象事業	2
第4条	対象地域	3
第5条	法令に基づく手続き等	3
第6条	特に慎重な検討が必要な区域等	3
第7条	配慮事項	3
第8条	事前協議	4
第9条	近隣住民等への対応	4
第10条	届出等	4
第11条	撤去および処分費用の確保	5
第12条	助言	5
附 則		5
別 表	特に慎重な検討が必要な区域等	7
別記様式第1号	事業計画届出書	9
別記様式第2号	事業計画変更・事業廃止届出書	11
別記様式第3号	設置完了届出書	12
別記様式第4号	発電事業者等変更届出書	13
別記様式第5号	撤去等完了届出書	14

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理
に関するガイドライン（素案）

（目的）

第1条 このガイドラインは、函館市（以下「市」という。）内に設置される再生可能エネルギー発電施設に関し、計画段階から施設を撤去し処分するまでの期間において、検討または配慮すべき事項を示し、地域との良好な関係が構築されるよう適切な管理を促すとともに、自然環境および生活環境と調和した適正な設置ならびに管理が行われることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電施設

市の区域内に設置される太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備およびその附属設備（バイオマスについては燃料の供給および貯蔵のために一体的に整備される附帯施設を含む。）をいう。

(2) 発電事業

再生可能エネルギー発電施設を用いて発電を行う事業をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 出力が10キロワット未満の太陽光発電施設（同一または共同の関係にあると認められる事業者が、同時期もしくは近接した時期、または近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となるものを除く。）による事業

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物の屋根、屋上または壁面に設置する太陽光発電施設による事業

(3) 設置事業

再生可能エネルギー発電施設の設置（増設を含む。以下同じ。）
（これを行うための土地の造成等による区画形質の変更を含む。）

を行う事業をいう。ただし、前号アまたはイに掲げるものを除く。

(4) 事業者

発電事業および設置事業を計画し、これを実施する者をいう。

(5) 工事施工者

設置事業に関する工事を請け負った者をいう。

(6) 事業区域

発電事業および設置事業を実施する一団の土地であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。ただし、次に掲げる区域は、事業区域に含めるものとする。

ア 発電事業および設置事業の実施にあたり、法令（他の条例を含む。以下同じ。）に基づく許認可等（許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。）を同時期に受ける区域

イ 物理的形狀または所有者もしくは事業者の形態によって一体と認められる区域

(7) 近隣住民等

次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の周辺に居住する者

イ 所有権、賃借権、地上権、地役権その他の権原により、事業区域の周辺の土地または建物を使用し、当該土地または建物において事業活動その他の活動を行う者

ウ 事業区域をその区域に含む町会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者

エ 事業区域に隣接する土地（水路または道路を挟んで隣接する土地を含む。）および当該土地上にある建物を所有する者

（対象事業）

第3条 このガイドラインの対象事業は、前条に規定する発電事業および設置事業とする。

(対象地域)

第4条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続き等)

第5条 事業者および工事施工者（以下「事業者等」という。）は、法令を遵守し、適切な発電事業および設置事業を計画ならびに実施（以下「事業実施等」という。）するものとする。

2 事業者等は、事業実施等にあたって、法令の規制に該当する場合は、市および関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

(特に慎重な検討が必要な区域等)

第6条 法令等の規定により、事業実施等について「特に慎重な検討が必要な区域等」は別表のとおりとする。

(配慮事項)

第7条 事業者等は、事業実施等にあたっては、次の各号に定める事項に配慮するものとする。

(1) 自然環境

動植物の生息または生育、植生および生態系の状況を踏まえ、自然環境への影響を回避または極力低減すること。

(2) 生活環境

事業実施等に伴う騒音・振動・低周波音・電波障害・光害の防止、水資源の保全など、近隣住民等の健康または生活環境に影響を及ぼさないこと。

(3) 景観

地域の自然および歴史的環境と調和した良好な景観を形成すること。

(4) 災害

雨水等による土砂の流出等の災害に対策すること。

(5) 緊急時の対応等

ア 事業区域の外部から見やすい場所に事業者の名称および連絡先

を記した標識等を掲示すること。

イ 事故や災害等による被害が生じ、または生じるおそれがある場合は迅速かつ適切に対応し、その状況を市へ報告すること。

(6) その他

ア 定期的に除草、排水設備の清掃を行うなど、周辺環境に十分に配慮し、事業区域を適切に管理すること。

イ 事業実施等に起因して苦情等があった場合は、迅速かつ適切に対応すること。

(事前協議)

第8条 事業者は、発電事業および設置事業を計画するときは、市とあらかじめ協議するものとする。

(近隣住民等への対応)

第9条 事業者は、発電事業および設置事業を計画するときは、あらかじめ近隣住民等に対し説明するものとする。

2 事業者は、近隣住民等からの要請があった場合は、協議に応じ、誠意を持って対応するなど近隣住民等との良好な関係を構築するものとする。

(届出等)

第10条 事業者は、設置事業に関する工事に着手する60日前までに、事業計画届出書(別記様式第1号)に関係書類を添付し、市に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を行った事業者は、事業計画を変更または事業を廃止しようとするときは、市とあらかじめ協議し、事業計画を変更または事業を廃止しようとする日の30日前までに、事業計画変更・事業廃止届出書(別記様式第2号)を市に届け出るものとする。
この場合において、当該協議により、市から求めがあったときは、当該届出書を提出する前に、事業計画の変更または事業の廃止についてあらかじめ近隣住民等に対し説明するものとする。

3 第1項の規定による届出を行った事業者は、当該届出に係る設置事

業が完了したときは、完了後14日以内に設置完了届出書（別記様式第3号）を市に届け出るものとする。

- 4 事業者の名義が変更となる場合において新たに事業者となる者は、名義が変更された日から14日以内に発電事業者等変更届出書（別記様式第4号）を市に届け出るものとする。

（撤去および処分費用の確保）

第11条 事業者は、発電事業終了後の再生可能エネルギー発電施設の適切な撤去および処分（以下「撤去等」という。）に向け、計画的に費用を確保するものとする。

- 2 事業者は、前条第2項の規定による事業廃止の届出を行い、再生可能エネルギー発電施設を撤去等する場合は、環境への負荷を低減するものとする。

- 3 第1項の規定により再生可能エネルギー発電施設の撤去等を行った事業者は、これを完了した日から14日以内に撤去等完了届出書（別記様式第5号）を市に届け出るものとする。

（助言）

第12条 市は、事業者に対し必要な事項について報告を求め、必要に応じて助言を行うことができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 このガイドラインは、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 このガイドラインの規定は、このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置事業に関する工事に着手する事業者等に対し適用する。
- 3 施行日以前に設置事業に関する工事に着手している事業者等は、第7条に掲げる事項へ配慮するものとする。
- 4 施行日から60日以内に設置事業に関する工事に着手する場合における第10条第1項の「着手する60日前までに」および30日以内

に事業計画を変更または事業を廃止する場合における同条第2項の「事業計画を変更または事業を廃止しようとする日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。

別表

特に慎重な検討が必要な区域等

区分	区域等名	根拠法令等
土地の安定性 への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害警戒区域	
	災害危険区域	建築基準法
	保安林(予定森林含む。)	森林法
	地域森林計画対象森林	
河川区域	河川法, 函館市普通河川管理条例	
温泉への影響	温泉保護地域	温泉法, 北海道温泉保護対策要綱
動物の重要な種 および注目すべき 生息地への影響	道指定鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	I B A	公益財団法人日本野鳥の会 ウェブサイト
植物の重要な種 および重要な群落 への影響	植生自然度 10 の区域	環境省自然環境保全 基礎調査(植生自然度調査)
主要な眺望点 および景観資源 ならびに主要な 眺望景観への影響	都市景観形成地域	函館市都市景観条例
	北海道立自然公園	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例

主要な人と自然との 触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他, 特に慎重な検討が必要なもの	世界文化遺産 (資産範囲および緩衝地帯)	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	指定文化財	文化財保護法, 北海道文化財保護条例, 函館市文化財保護条例
	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法
	市街化調整区域	都市計画法
	農業振興地域内農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律, 農地法
	甲種農地	農地法
	第1種農地	
	函館市地域計画(農業経営基盤強化促進計画)対象区域	農業経営基盤強化促進法
	海岸保全区域	海岸法
	水資源保全地域	北海道水資源の保全に関する条例

設置 事業	工事施工者	住 所 氏 名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
	関係法令等の遵守 ・必要な手続 ・許可等取得状況	
	緊急時の連絡先	住 所 氏 名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 担当者所属・職氏名 電話番号 メールアドレス
撤去等費用の 確保（積立）方法		
近隣 住民 等へ の 事前 説明	実施日（期間）	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 説明会開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問（ 戸） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	近隣住民等からの 主な意見・要望	

2 添付書類

- (1) 事業者の企業概要やパンフレット等の資料（個人の場合にあつては、本人確認書類の写し）
- (2) 事業区域の位置図および現況写真
- (3) 配置図，平面図，断面図
- (4) 関係法令等による許可又は認可等を受けている場合は、当該内容を証明する書類の写し（申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第10条第2項関係）

事業計画変更・事業廃止届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

事業の名称				
事業 区域	所在地			
	面積	m ²		
発電 設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光	<input type="checkbox"/> 風力	<input type="checkbox"/> 水力
		<input type="checkbox"/> 地熱	<input type="checkbox"/> バイオマス	
	発電出力	kW		
計画変更・廃止の別		<input type="checkbox"/> 計画変更	<input type="checkbox"/> 廃止	
計画変更・廃止予定日		年 月 日		
(計画変更の場合) 計画変更の内容				
計画変更・廃止の理由				
(廃止の場合) 廃止後の発電設備の撤去, 処分状況				

2 添付書類

変更に係る書類

設置完了届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

事業の名称		
事業 区域	所在地	
	面積	m ²
発電 施設	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス
	発電出力	k W
設置事業完了の日		年 月 日
運転開始日		年 月 日

2 添付書類

設置完了後の現況写真

別記様式第4号（第10条第4項関係）

発電事業者等変更届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第10条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

事業の名称			
事業 区域	所在地		
	面積	m ²	
発電 設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス	
	発電出力	kW	
変更内容		変更前	変更後
住 所 氏 名 <small>（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</small> 担当者所属・職氏名 電話番号 メールアドレス			
変更の日		年 月 日	
変更の理由			
担当者連絡先		所属・職氏名 電話番号 メールアドレス	

2 添付書類

- (1) 変更後の事業者の企業概要やパンフレット等の資料（個人の場合にあつては、本人確認書類の写し）
- (2) 変更の事実を証する書類（発電事業譲渡に係る契約書等）

撤去等完了届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

事業の名称		
事業 区域	所在地	
	面積	m ²
発電 設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス
	発電出力	kW
発電事業を廃止した日		年 月 日
撤去等完了日		年 月 日
撤去等の方法		
撤去後の土地の状況		

2 添付書類

発電施設の撤去前および撤去後の状況が分かる写真